

報告 重要文化財の指定及び国登録有形文化財の登録について

令和4年11月18日（金）に開催の国文化審議会文化財分科会（会長 佐藤信）において、福岡市に所在する1件の美術品を重要文化財に指定、4件の建造物を国登録有形文化財に登録することが妥当である旨、答申されました。

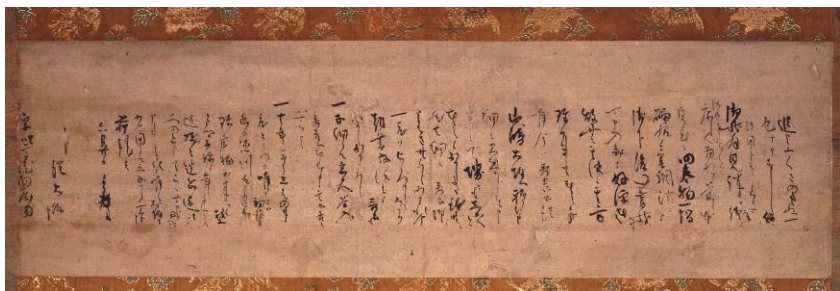
1 重要文化財（美術品）の指定

(1) 嶋井家文書 781点（古文書）

戦国時代から桃山時代にかけて全国的に活躍した博多の豪商・嶋井宗室を輩出した嶋井家に伝来した古文書群。宗室に宛てられた織田信長・豊臣秀吉・大友宗麟・千利休・古田織部などとの、茶の湯を介した親密な交流を示す手紙や、江戸時代初期の朱印船貿易に関する投銀証文

（海外貿易船への貸付証文）など、政治・経済・文化史に関する学術的価値が非常に高いものです。

後日、官報に登載される告示の日をもって指定となります。



嶋井家文書（千利休書状）

2 国登録有形文化財（建造物）の登録

(1) 旧九州帝国大学工学部本館ほか3件

市内で数少ない近代建築物群であり、戦前の帝国大学における建築物として造形の規範となっているとともに、帝国大学キャンパスの景観を保存する点でも極めて重要な価値を有しています。また、長年箱崎地域のシンボルとして記憶に留まり、地域景観資産としても貴重なものです。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定に基づき、令和5年2月27日付で告示されました。



旧九州帝国大学工学部本館

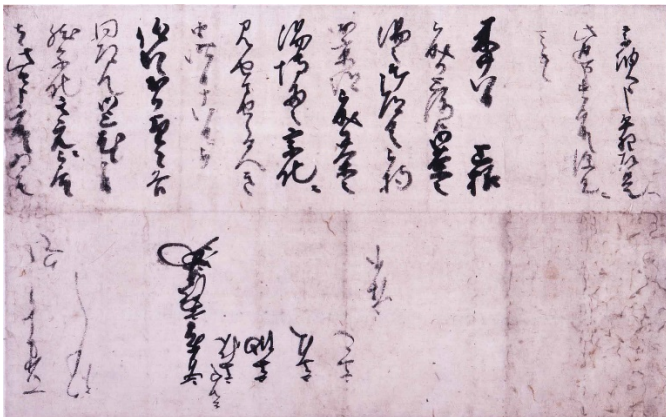
1. 重要文化財（美術工芸品：古文書）

しまい けもんじよ
嶋井家文書

781点（古文書）

福岡市中央区天神1-8-1

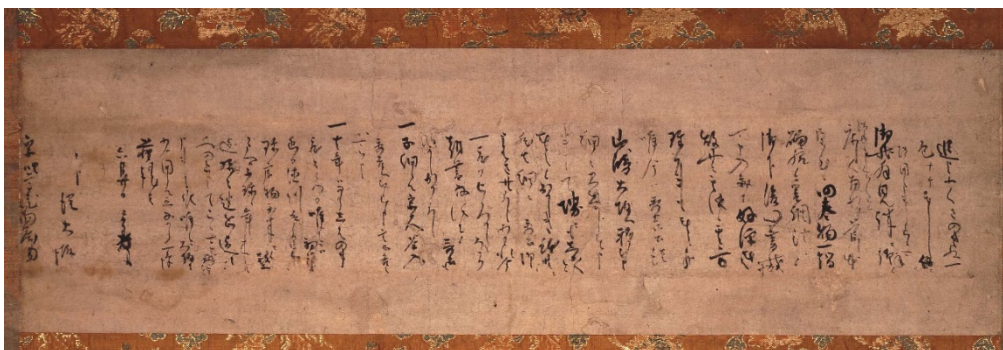
- 通称 しまい けもんじよ 嶋井家文書
- 所有者 福岡市
- 今回の指定で福岡市所在の重要文化財（美術工芸品：古文書）は全2件となる予定



織田信長が嶋井宗室を茶会に招いた招待状
（松井友閑書状）



嶋井権平に借りた投銀の返済遅延を釈明した
手紙（ガスパル・バルボザ・ペレイラ書状）
1631年7月20日付け、
嶋井権平正則（宗室の曾孫）宛



千利休が秀吉の近況を嶋井宗室に伝えた手紙（千利休書状）

2. 国登録有形文化財（建造物）

- 登録名称
 - ① 旧九州帝国大学工学部本館
 - ② 旧九州帝国大学本部事務室棟
 - ③ 旧九州帝国大学本部建築課棟
 - ④ 旧九州帝国大学門衛所
- 建設年代・構造及び形式
 - ① 昭和5年、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造3階地下1階建、建築面積3,152㎡、塔屋付
 - ② 大正14年、煉瓦造2階建、建築面積1,276㎡、塔屋付
 - ③ 大正14年、煉瓦造2階地下1階建、建築面積230㎡、塔屋付
 - ④ 大正3年、煉瓦造1階建、スレート葺、建築面積29㎡
- 所在地 福岡市東区箱崎六丁目10-1
- 所有者 国立大学法人九州大学
- 今回の登録で福岡市所在の国登録有形文化財（建造物）は全47件となる予定



①旧九州帝国大学工学部本館



②旧九州帝国大学本部事務室棟



③旧九州帝国大学本部建築課棟



④旧九州帝国大学門衛所

様式第七を次のように改める。
様式第七(第三十三条関係)
(表)

第 号	この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第26条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である。
写真	官職及び氏名
主 務 大 臣 印	年 月 日 発行

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋
(取締りに従事する職員)
第26条 主務大臣は、その職員のうち、第9条の3第1項、第10条第1項若しくは第2項、第24条の2第1項から第3項まで、第24条の5第1項から第3項まで又は第24条の6に規定する権限の一部を行わせることができる。
2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員(次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。)は、その権限を行うとき、関係者に提示し、その証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 (略)

第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第10条第1項、第24条の6又は第24条の7第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
三 第24条の2第1項又は第24条の5第1項の規定による立入検査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二十四号及び第二十五号、第三条第五号及び第六号、第十一条第六号、別表第三並びに別表第四の改正規定は令和五年六月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するものとする。

告示

○文部科学省告示第六号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十七条第一項の規定に基づき、令和五年二月二十七日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。
令和五年二月二十七日 文部科学大臣 永岡 桂子

名 称	構造、形式及び大きさ	所 在 地
銀鑱荘日本館(旧猪俣家住宅)	木造三階建、瓦葺、建築面積四二〇平方メートル	北海道小樽市桜二丁目一―二他
グリル銀鑱荘(旧北海道水産記念館)	木造二階建、瓦葺、建築面積二五九平方メートル	北海道小樽市桜二丁目一―二他
ヤマキチ味噌醤油醸造元主屋	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一三三平方メートル	秋田県由利本荘市石脇字石脇八―一他
ヤマキチ味噌醤油醸造元店舗	木造平屋建、鉄板葺、建築面積八〇平方メートル	秋田県由利本荘市石脇字石脇八―一他
ヤマキチ味噌醤油醸造元土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三三三平方メートル	秋田県由利本荘市石脇字石脇八―一他
ヤマキチ味噌醤油醸造元工場西棟	木造平屋建、鉄板葺、建築面積三一九平方メートル	秋田県由利本荘市石脇字石脇八―一他
ヤマキチ味噌醤油醸造元工場東棟	木造平屋一部コンクリートブロック造二階建、鉄板葺、建築面積三〇五平方メートル	秋田県由利本荘市石脇字石脇八―一他
旧渡辺甚吉邸主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二二五平方メートル	茨城県取手市寺田字原五二七〇―八他
本多流洗心洞(高木道場)弓道場	木造平屋建、金属板葺、建築面積四九平方メートル	埼玉県久喜市下清久字鶴ノ谷三九五―一一
本多流洗心洞(高木道場)的場	木造平屋建、金属板葺、建築面積一四平方メートル	埼玉県久喜市下清久字鶴ノ谷三九五―一三
エチソウビル	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積二二六平方メートル	東京都文京区本郷二丁目三〇六一―一
今半本店西奥座敷	木造平屋建、鉄板葺、建築面積三六平方メートル	東京都台東区浅草一丁目二―五
今半本店東奥座敷	木造平屋建、鉄板葺、建築面積五三平方メートル	東京都台東区浅草一丁目二―五
今半本店北奥座敷	木造平屋建、鉄板葺、建築面積三五平方メートル	東京都台東区浅草一丁目二―五

漆原家住宅水肥納屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積三四平方メートル 脇門付	香川県高松市三谷町字西三谷東一三七七一
漆原家住宅木納屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積六五平方メートル	香川県高松市三谷町字西三谷東一三七七一
漆原家住宅中門及び袖塀	木造、瓦葺、間口一・三メートル、総延長二五メートル	香川県高松市三谷町字西三谷東一三七七一
漆原家住宅土塀	土塀、瓦葺、延長二六二メートル	香川県高松市三谷町字西三谷東一三七七一
妙法寺山門(勅使門)	木造、瓦葺、間口三・一メートル、袖附付	香川県丸亀市富屋町九
久保家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八三平方メートル	愛媛県松山市道後湯之町九一九一
久保家住宅離れ	木造二階建、瓦葺、建築面積四〇平方メートル	愛媛県松山市道後湯之町九一九一
久保家住宅待合	木造、瓦葺、面積二・二平方メートル	愛媛県松山市道後湯之町九一九一
久保家住宅表門及び塀	表門 木造、瓦葺、間口三・五メートル 木造、瓦葺、総延長二六メートル	愛媛県松山市道後湯之町九一九一
久保家住宅仕切門及び塀	仕切門 木造、銅板葺、間口一・八メートル 木造、瓦葺、総延長七・八メートル	愛媛県松山市道後湯之町九一九一
旧梅野商会主屋(祇部むかしのみくらし館)	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七四平方メートル	愛媛県伊予郡砥部町大南七〇一一一他
旧梅野商会蔵(祇部むかしのくらし館)	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積八一平方メートル	愛媛県伊予郡砥部町大南七〇一一一他
旧陸軍歩兵第四連隊弾薬庫	煉瓦造平屋建、瓦葺、建築面積一五六平方メートル	高知県高知市曙町二丁目九六〇一三
旧陸軍歩兵第四連隊講堂	木造平屋建、鉄板葺、建築面積二四八平方メートル	高知県高知市曙町二丁目九六〇一三
高知追手前高等学校本館	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積一、七五八平方メートル、塔屋付	高知県高知市追手筋二丁目二一〇
旧九州帝国大学工学部本館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上三階地下一階建、建築面積三、一五二平方メートル、塔屋付	福岡県福岡市東区箱崎六丁目一〇一一
旧九州帝国大学本部事務室棟	煉瓦造二階建、建築面積一、二七六平方メートル、塔屋付	福岡県福岡市東区箱崎六丁目一〇一一
旧九州帝国大学本部建築課棟	煉瓦造地上二階地下一階建、建築面積二三〇平方メートル、塔屋付	福岡県福岡市東区箱崎六丁目一〇一一
旧九州帝国大学門衛所	煉瓦造平屋建、スレート葺、建築面積二九平方メートル	福岡県福岡市東区箱崎六丁目一〇一一

名 称	関 係 告 示	所 在 地
浄福寺本堂	平成二十二年文部省告示第八十九号	福岡県大川市大字小保字上町市場四〇一一
浄福寺離れ座敷	平成二十二年文部省告示第八十九号	福岡県大川市大字小保字上町市場四〇一一
浄福寺山門	平成二十二年文部省告示第八十九号	福岡県大川市大字小保字上町市場四〇一一
街蔵石倉(旧緑屋石倉)	平成二十二年文部省告示第八十九号	熊本県人吉市紺屋町四一〇一一
街蔵廻室(旧緑屋廻室棟)	平成二十二年文部省告示第八十九号	熊本県人吉市紺屋町四一〇一一
公衆温泉新温泉	平成二十二年文部省告示第八十九号	熊本県人吉市紺屋町八〇一一〇
旧江夏岩吉家住宅主屋	平成二十二年文部省告示第八十九号	宮崎県都城市西町三七四七
結城酒造株式会社安政蔵	平成二十二年文部省告示第八十九号	茨城県結城市大字結城一五八九
結城酒造株式会社新蔵	平成二十二年文部省告示第八十九号	茨城県結城市大字結城一五八九
松楓閣本館	平成十八年文部科学省告示第四百一十一号	愛知県名古屋市中千種区山門町二一三
松楓閣離れ	平成十八年文部科学省告示第四百一十一号	愛知県名古屋市中千種区山門町二一三
赤木宗成家住宅洋館	平成十二年文部省告示第百二二号	大阪府高石市高師浜一四一三
赤木宗成家住宅和館	平成十二年文部省告示第百二二号	大阪府高石市高師浜一四一三
南苑寺隠寮	平成二十二年文部科学省告示第八十九号	鳥取県東伯郡三朝町大字三朝字下平二〇五一三

○文部科学省告示第七号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十九条第三項の規定に基づき、令和五年二月二十七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和五年二月二十七日
文部科学大臣 永岡 桂子